

別紙

平成26年度 第3回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会
再苦情申立に係る議事要旨

開催日及び場所：平成26年11月27日（木） 県庁12階第1・2会議室

出席者氏名：幸喜令信、有住康則、真喜屋治、上江洲純子、古荘みわ、榎本拓也

1. 再苦情申立に係る審議（10/31開催第2回委員会の継続審議）

（1）申立人：（有）長浜建設（以下長浜建設）

沖縄ピーシー（株）（以下沖縄PC）

（2）審議内容：指名停止の解除（撤回）

（3）議事要旨

・第2回委員会にて委員長案として提出された意見書に対しての各委員の意見確認

上江洲・古荘・榎本：前回意見書に対して異議なし

有住：施工体制図より責任は1次元請けを含めて全部にあると考えるので異議なし

真喜屋：（真喜屋委員作成の前回意見書に対しての文書に基づき）三者三様の役割分担があるのにも関わらず、同じ文面で指名停止措置がなされていることは腑に落ちない。

ただ、県の見解として（別紙1）のロックピンのかけ忘れ、経路変更、後尾警戒車未配置等の複数の要因が複合的に絡み発生したものであるという考え方であれば検討の余地がある。

沖縄PCについては解除すべきというのが審議前の意見である。

・県の見解についての説明（別紙1）

委員：第2の2の県の見解について「後尾警戒車の役割について、積載貨物の固縛状態の確認」とあるが、ロックピンのかけ忘れとの関係はなにか。

事務局：後尾警戒車が配置されていれば、ロックピンをかけ忘れた後の橋桁の挙動が確認できたと考える。

委員：県の指名停止の原因は、後尾警戒車がついていなかったから事故が引き起こされたとしている。しかし、実際は、経路変更等の複合的な要因があって安全体制がよくなかったからという内容であれば納得できるが、指名停止の理由については後尾警戒車しか記載がないので、県の回答があやふやな気がする。指名停止の内容は変えられないのか。

事務局：適正化委員会の意見書をもって県は再苦情に対する回答を行うので、回答書の中での説明は問題ないと考える。

委員：指名停止の理由について、刑事罰とは関係ないとしながらも道路法違反を明示する理由はなにか。

事務局：指名停止は県の要領で設定しているものであり、道路法についても違反があったことで、それも理由として指名停止を行っている。

委員長：刑事罰の理由よりもロックピンの差し戻しを行っていなかったことが事故の理由であり、第一次的には運搬した当事者である新丸、実際に運転していた平成重車輛。そこが責任を負うということは沖縄PCも元請けである長浜建設も責任を負うこととなる。普通の民事訴訟の場合には損害賠償がでてきたときに、履行補助者の責任は元請けが責任を負う。加えて運行計画を立てて特別に約束したのに、約束に違反したことで事故が起きている。

委員：原因はロックピンのかけ忘れ、経路変更、後尾警戒車の未配置というのが複合原因ということで意見書に明記したらどうか。

委員：1次に責任があるか、元請けに責任があるかというのは施工体制図からも明らかである。責任がないなら体制図は必要ないはずである。

委員：沖縄PCを元請として表現しているからおかしい。沖縄PCは一次下請であり、指名停止の文言が3者とも同じだからおかしいのではないか。指名停止の通知書に最初から下請にも指名停止は適用されますよという記載がないからおかしい。

委員：公文書を追加して出すことは可能なのか。

事務局：県からの回答書で追加説明ということで記載することはできる。

委員：前回の意見書（委員長案）に記載されている5頁目の2番の（4）と6頁「後ろに誘導車が配置されていれば～」については、「防げたこと」となっているが、事故の原因の追及は難しいということなので、管理体制の確認というか、その運用がされていなかったことが問われているので、削除が望ましいのではないか。

委員：「防げたこと」は予測の部分なので削除がよい。

委員：県の指名停止理由として道路法としたのは、ロックピンのかけ忘れだと作業者のみに帰することになるから、指名停止はかけられないからという意図はなかったか？

事務局：指名停止理由は「安全管理の措置が不適切」であったということである。

委員：三者に対する指名停止の文言は全く一緒というのは県のやり方はそうなのか？

事務局：原因は重車輛であったが基本的には1つの会社という概念でやっている。

委員：JVじゃないから、その文言はおかしいのではないか。

事務局：原因としては事故が起こった、そういう複合要因はみんな同じという考え方である。

委員：県の手順では元請じゃなくても下請でも指名停止をかけられると書いてあるわけだから、最初から一次下請に対する指名停止という文言が入っていれば沖縄PCは納得できたのではないか。

委員長：先の補充意見として回答書に記載してください。

委員：施工計画書の中では元請責任ではないんですか。

委員長：少なくとも全体については元請が責任を負うこととなる。これは橋梁の運搬だけではないので、運搬については下請の沖縄PCが責任を負うことになっている。仕様書の作成については関与したはずである。このためそれぞれ責任がある。

事務局：県へ仕様書を提出するにも元請が行うこととなっている。

委員長：沖縄PCは指名停止の要領で下請けも対象になるとあるわけだから下請を処分することには構わない。指名停止に関する責任を問うことはこれでできるはずだ。

委員長：前回の意見書の5頁目の2番の(4)の予測部分については削除。6頁の中段及び7頁の「後尾警戒車を付さなかったために」以降の「事故を発生させた」という部分を削除し、「付さなかった」という事実のみで記載する。

委員：(4)を消すことによって、措置要件の5号「安全管理の措置が不適切で事故が生じた」に該当しなくなるわけではないね。

委員長：削除しても該当する。

委員：長浜建設も沖縄PCも委員会の意見としては指名停止は妥当ということによろしいか。

委員長：仰るとおり。

(本日の委員会で修正された意見書を近日中に、委員へ再度確認後、審議依頼部局に対し、意見を返すことを確認し、本審議終了。)

2. 再苦情申立

(1) 申立人：沖縄ピーシー(株)(以下沖縄PC)

(2) 審議内容

入札参加資格の無効について

(3) 議事要旨

委員長：二重に再苦情を受付けているような気がするので、受付の段階で却下してもよかったのではないか。

事務局：要領上、再苦情申立は適正化委員会にあげることになっている。

委員：指名停止は苦情申立しても指名停止は確定でしょうか。

事務局：指名停止の事実は変わらない。

委員：異議申立をしたから、指名停止を猶予とかはないですね。

事務局：ありません。

委員長：指名停止期間中であるから指名しないのは当然だということによろしいか。

委員：異議なし。

真喜屋委員、友利委員意見書に対する県の見解

区分	申立てポイント	県の見解	根拠
〔真喜屋委員〕 第2の2	2 前提事実ないし前提条件について 誘導車未配置と本件事故原因との関連が明確ではない。 誘導車を配置することにより本件事故の発生を防げた、との記述には同意しない。	・後尾警戒車の役割の一つとして「積載貨物の固縛状態の確認」があり、本件事故において、仮に配置されていた場合に橋桁の挙動を確認できたことにより事故発生を防げた可能性については否定できない。 ・本件事故は、ロックピンの掛け忘れ、経路変更、後尾警戒車未配置等の複数の要因が複合的に絡み発生したものとする。	(財)日本道路交通センター資料
〔真喜屋委員〕 第2の4	4 沖縄PCの責任について 後尾警戒車を付さなかったことと事故との原因との科学的知見がないため、「安全管理の措置が不適切」との記述には同意しない。	・指名停止は、法律に基づく処分ではないため捜査権限等はなく、総合事務局、県警等の確認した事実をもって、行うか否かを判断している。(科学的な立証は行っていない。) ・本件事故は、ロックピンの掛け忘れ、経路変更、後尾警戒車未配置等の複数の要因が複合的に絡み発生したものとする。 ・なお、県の判断は次のとおり。 後尾警戒車未配置→道路法違反→土木共通仕様書指示事項違反→モデル運用申合せ第6の三のイに該当→「安全管理の措置の不適切」に該当	モデル解説 土木共通仕様書
〔友利委員〕	法律相談内容に関する疑問 元請、一次下請まで遡及して指名停止しようとする意図を感じる。	・本県指名停止要領、国通知、公契連モデル運用申し合わせ等の指名停止を行う際の判断基準並びに確認した事実を客観的に基づいた結果である。 ・施工体制図において関与が明記されており、また、一般的に元請、下請は連帯して工事を施工する責任が有り、安全管理についても同様である。	
〔友利委員〕	モデル逐条解説について 作業員個人の責に帰すべきものである場合は指名停止は行わないとなっている。	・本件事故は、ロックピンの掛け忘れ、経路変更、後尾警戒車未配置等の複数の要因が複合的に絡み発生したものとする。(事故原因が個人責任に帰すべきものとは言い切れない。) ・また、ロックピンを掛け忘れた行為については、業務上過失致死の判決が確定している。トレーラー運搬行為において業務上する必要のあった行為(ロックピンの抜き差し)をしなかったことを脇見運転と同一視し個人の責とすることには疑問がある。	沖縄総局の告発 架設工計画書
〔友利委員〕	運搬経路の疑問 運搬経路における作業内容について仔細に検討すべきでは。	・道路法違反の事実のみで、指名停止の要件に合致する。 ・後尾警戒車未配置→道路法違反→土木共通仕様書指示事項違反→モデル運用申合せ第6の三のイに該当→「安全管理の措置の不適切」に該当	
〔友利委員〕	判例に基づき可否 判例により、元請と下請の間には「信頼の原則の適用」があり元請は下請業者の過失による事故について監督責任を負う必要はない。	・委員提示の判例と、本件事故ではおかれている事情が異なる。 ・施工体制図において、運搬工に対する元請の関与が明記されている。 ・なお、指名停止の解説書においては、下請人の不適切な行為により措置要件に該当することとなった場合には、元請も指名停止するものとされている。	モデル解説